

**次期三重県がん対策推進計画
(第 5 期三重県がん対策戦略プラン)
の策定について**



国における基本計画

第3期がん対策推進基本計画（平成30年3月9日閣議決定）（概要）

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

1. がん予防

- (1)がんの1次予防
- (2)がんの早期発見、がん検診
(2次予防)

2. がん医療の充実

- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん
(それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7)小児がん、AYA(※)世代のがん、高齢者のがん
(※)Adolescent and Young Adult: 思春期と若年成人
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3. がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

4. これらを支える基盤の整備

- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

国における基本計画

第4期がん対策推進基本計画（令和●年●月閣議決定） 概要（案）

第1. 全体目標及び分野別目標 / 第2. 分野別施策

全体目標：「誰もががんとともに自分らしく生きられるよう、全ての国民でがんの克服を目指す。」

「がん予防」分野の分野別目標
がんを知り、がんを予防することで、
がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す

1. がん予防

- がんの一次予防
 - 生活習慣について
 - 感染症対策について
- がんの二次予防（がん検診）
 - 受診率向上対策について
 - がん検診の精度管理等について
 - 科学的根拠に基づくがん検診の実施について

「がん医療」分野の分野別目標
適切な医療を受けられる体制を充実させること
で、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・
全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質
の向上を目指す

2. がん医療

- がん医療提供体制等
 - 医療提供体制の均てん化・集約化について
 - がんゲノム医療について
 - 手術療法・放射線療法・薬物療法について
 - チーム医療の推進について
 - がんのリハビリテーションについて
 - 支持療法の推進について
 - がんと診断された時からの緩和ケアの推進
 - 妊孕性温存療法について
- 希少がん及び難治性がん対策
- 小児がん及びAYA世代のがん対策
- 高齢者のがん対策
- 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装

「がんとの共生」分野の分野別目標
がんになっても自分らしく生きることので
きる地域共生社会を実現することで、全ての
がん患者及びその家族等の療養生活の質の向
上を目指す

3. がんとの共生

- 相談支援及び情報提供
 - 相談支援について
 - 情報提供について
- 社会連携に基づくがん対策
- がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ支援）
 - 就労支援について
 - アピアランスケアについて
 - がん診断後の自殺対策について
 - その他の社会的な問題について
- ライフステージに応じた療養生活への支援
 - 小児・AYA世代について
 - 高齢者について

4. これらを支える基盤

- 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進
- 人材育成の強化
- がん教育及びがんに関する知識の普及啓発
- がん登録の利活用の推進
- 患者・市民参画の推進
- デジタル化の推進

第3. がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 関係者等の連携協力の更なる強化
- 感染症のまん延や災害等を見据えた対策
- 都道府県による計画の策定
- がん患者を含めた国民の努力
- 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 目標の達成状況の把握
- 基本計画の見直し

第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ

令和4年12月28日
「第8次医療計画等に関する検討会」資料より抜粋

がんに関する医療提供体制について

見直しの方向性

- がんに関する医療提供体制の構築に当たっては、「がん対策推進基本計画」及び「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日付け厚生労働省健康局長通知）の内容を踏まえて取り組むことを基本とする。
- 第4期がん対策推進基本計画においても、引き続き、治療を主とする医療に加え、予防や社会復帰、治療と職業生活の両立に向けた支援等に取り組む。
- がん医療圏の設定については、各都道府県の実態を踏まえ、二次医療圏との整合が取れる範囲で、柔軟に設定できることとする。
- 指標については、第4期がん対策推進基本計画の策定に向けた検討状況等を踏まえつつ、今後のがん対策推進協議会における議論の内容を参考に見直す。

具体的な内容

（役割分担を踏まえた集約化）

- がん医療が高度化する中で、引き続き質の高いがん医療を提供するため、均てん化に加えて、がんゲノム医療等の高度かつ専門的な医療等について、拠点病院等の役割分担を踏まえた集約化を推進する。

（多職種連携によるチーム医療の推進）

- 多職種連携によるチーム医療の提供をさらに充実させる観点から、拠点病院等において、地域の医療機関等との連携も含め、チーム医療の提供体制の整備を進める。

（特性に応じたがん対策について）

- 小児・AYA世代のがん対策をさらに充実させるため、小児がん拠点病院と、がん診療連携拠点病院等や地域の医療機関、かかりつけ医等との連携を含め、地域の実情に応じた小児・AYA世代のがん診療提供体制の整備を進める。
- 高齢がん患者が、例えば、他臓器の合併症を併発している、介護施設等に入居しているなど、それぞれの状況に応じた適切ながん医療を受けられるよう、拠点病院等と地域の医療機関及び介護施設等との連携体制の整備を進める。

（新興感染症の発生・まん延時でも機能を維持できる医療体制の整備）

- 新型コロナウイルス感染症の拡大時等においても、必要ながん診療を提供できるよう、平時における準備等の対応を含めて、地域の実情に応じた連携体制の整備を進める。

部会の設置について

これまでの経緯

- 本県においては、平成16年度に総合的ながん対策を推進するための基本方針として「三重県がん対策戦略プラン」を策定し、平成20年度には、国の第1期がん対策推進基本計画に準じた改訂を行っている。
- がん対策においては、予防や医療、がんとの共生など幅広い内容への対応が必要であり、計画の策定にあたっては、多種多様な方々から多くのご意見をいただき、計画に反映させる必要がある。
- そうしたことを受け、本県においては、これまで計画の策定にあたり、「三重県がん対策推進協議会」とあわせて、「三重県がん対策戦略プラン策定検討部会」を開催し、ご意見をいただいていたところ

来年度行われる次期計画の検討においても、前回と同様に「三重県がん対策戦略プラン策定検討部会」を設置し、ご意見をいただく形としてよいか。

また、その委員については、医療関係者、がん患者、行政などの多様な主体から構成することとし、委員の選任については、会長一任としてよいか。

三重県がん対策推進条例（抜粋）

（部会）

第二十九条 協議会はその定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によって定める。

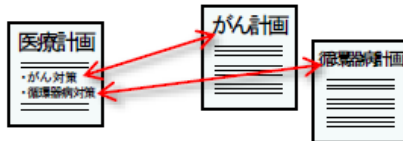
スケジュールについて

令和5年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
がん対策推進協議会			第1回開催 (予定)				第2回開催 (予定)			第3回開催 (予定)		
戦略プラン策定検討部会	委員選任		第1回開催 (予定)				第2回開催 (予定)			第3回開催 (予定)		
その他									県議会常任委員会 (中間案) パブリックコメント		県議会常任委員会 (最終案)	

（参考）医療計画と関係計画との一体的な策定

現
行

- 都道府県策定の医療計画には、**がん、脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患**等の治療・予防に関する事項を記載しなければならない
- 別途、個別疾患に係る計画として、**都道府県がん対策推進計画、都道府県循環器病※対策推進計画**を策定しなければならない
- ※ 脳卒中、心臓病その他の循環器病を意味する
- 他にも、様々な医療関係計画が存在する



支障

- 内容が重複**する計画を複数策定することで、
 - ・都道府県において、計画策定に係る**事務負担が大きい**
 - ・住民にとっても、**地域の行政がどういった計画に基づいて行われているかわかりにくい**



都道府県に通知

見
直
し
後

- 医療関係計画を**一体的に策定できる**ことを明確化
- 併せて、**策定手続を合理化**できることを明確化

効果

- 地方公共団体の**計画策定に係る負担が軽減**され、**計画に基づく施策の実施に集中**できる
- バラバラだった計画が統合されることで、住民にとって**分かりやすさ**が向上し、**理解が深まる**

